

## 議長

農業委員現在数 14 名、出席 14 名、欠席 0 名、よって、会議は成  
立いたしました。

これより令和 3 年度第 10 回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第 13 条の規定によ  
り、第 13 番 鈴木委員さん、第 1 番久保田委員さんを指名いたします  
のでよろしくお願いいたします。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

## 事務局

皆さん本年も宜しくお願い致します。

前回の総会から今日までの日程行事について報告いたします。12月2  
8日 内田農業振興会受賞祝賀会が霞共益会館で行われました。加藤会長  
と事務局長で行ってまいりました。報告は以上です。

## 議長

以上で報告を終わります。

次に日程 4 の議案審議に入ります。

それでは初めに、議案第 1 号「引き続き農業経営を行っている旨の証  
明について」5 件を上程いたします。

整理番号 1 番は私ですので、私の方から説明を致します。

## 委員

議席番号 14 番 加藤です。

整理番号 1 番について説明します。

1 月 17 日 申請人の長男の           さんと事務局 2 名と調査いたしました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

## 委員

この畑は一団の畑でお茶畑でした。茶ノ木は手入れがされておりまして、草も目立っていませんでした。これから暖かくなると草が生えてくるので、草取り等を管理してくださいと伝えております。

よろしくご審議をお願いします。

## 議長

次に整理番号2番3番について、八木委員さんの説明をお願いします。

## 委員

議席番号3番 八木です。

整理番号2番について説明します。

1月14日、申請人立会いの下、現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

一団の畑でして、現在はネギ、白菜、大根、エンドウ、ブロッコリー、玉ねぎ等が植わっております。多少空いているところがあるのですが、ジャガイモを植える予定で耕作してあります。畑については草もなくきれいに管理されております。

整理番号3番について説明します。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

一団の畑でして、ほとんどがエンドウ、白菜などが植わっておりまして、梅、桃をやっていましたが、今はみかん、レモン、と柑橘類を主に植えてありました。畑は管理されておりました。

## 委員

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

一団の畑でして、大根、小松菜が残り少ないですが植わっております。そのあとに白菜をやるそうです。

この3つの畑、一団の中で1/4くらいはみかんが植わっております。きれいに手入れがされておりました。

以上です。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

整理番号4番について、梅田委員さんの説明をお願いします。

## 委員

議席番号7番 梅田です。

整理番号4番について説明します。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

1月13日、本人立会いの下、事務局2名と調査を行いました。

この畑は、植木の苗木400本、雑草は少なくよく管理されておりました。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

整理番号5番について、新井委員さんの説明をお願いします。

## 委員

推進委員 新井です。

1月13日、 さんのご主人と事務局2名立会いの下、現地調査を行いました。

整理番号5番について説明します。

申請者住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

耕作内容ですが、ネギ、ブロッコリー等が植わっておりまして、今は冬場ですので、作物等はなく残りがある程度でした。他に玉ねぎ、のらぼう等が植わっていて、きれいになっている状態でした。  
よろしくご審議をお願いします。

## 議長

以上で、担当委員の説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございませんか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

## 議長

挙手 13名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」5件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」御説明いたします。議案の2ページを御覧ください。

それでは、整理番号1番について御説明いたします。

本件につきましては、借人および貸人より青梅市に利用権設定の申出があり、各案件について、青梅市が農用地利用集積計画（案）を作成しました。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この集積計画については農業委員会の議決を得る

ことが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり集積計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

《議案参照。読み上げ》

次に《議案第2号 別紙1》の農用地利用集積計画（案）を御覧ください。

利用権設定の新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。

契約期間は 令和4年2月1日から令和9年1月31日までの5年間。

裏面以降は、使用借人の農業経営の状況等や、共通事項が記載されております。

また、利用権の設定には、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第2号 別紙2》の調書を御覧ください。

◎農業経営基盤強化促進法第18条第3項

はじめに、第1号「農用地利用集積計画の内容が青梅市の定める基本構想に適合するものであること」でございますが、基本構想に記載される「利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件」につきましては、農地のすべてを効率的に利用することや農作業に常時従事することなどが示されております。本件につきましては、使用借人が所有または借用する農機具や農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、また、借人は農作業を行う必要がある日数について従事すると見込まれますので、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、先ほど御説明致しました第1号とほぼ同義ですので、ともに該当すると考えております。

続いて第3号のイについては、「第2号のロに該当しない場合」でございますので、本案件では適用致しません。

続いて第3号のロについても、「法人である場合」でございますので、本案件では適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である使用貸人、使用借人の両者に利用集積計画を確認いただき同意の印をもらっております。従いまして権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また【議案第2号別紙3】作付計画書を御覧ください。記載のとおり、申請地においては、ナスやサツマイモなどの露地野菜を行う予定になっております。

現地調査につきましては、1月13日に影山委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、影山委員さんの補足説明は何かございますか。

## 委員

推進委員の影山です。

整理番号1番について説明します。

さんは さんの所でなすを作っているそうです。当人はまだメディア関係の仕事をしながら畑をされているようで、今年度は緑肥をまき、定年でサツマイモを作るとのことでした。

以上です。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

## 議長

挙手 13名により、可決されました。

よって、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農

用地利用集積計画の決定について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第3号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画の認定についての決定について」2件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは議案第3号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画の認定についての決定について」御説明いたします。議案の3ページを御覧ください。

本議案につきましては、青梅市が、貸人および借人から、生産緑地の貸借に係る「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」にもとづく事業計画認定の申出を受け、各案件について、青梅市長より青梅市農業委員会へ計画審査が依頼されたものでございます。法律の概要については、参考までにパンフレットを御覧ください。

それでは、整理番号1番について御説明いたします。

### 《議案参照。読み上げ》

事業計画の認定を受けるためには、“都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項”の要件を満たす必要があります。この判断については《議案第3号 別紙1》の調書および1枚おめくりいただいて、《議案第3号 別紙2》の申請書を御覧ください。

まず、申請者が当該生産緑地に常時従事する農業者のため、別紙1の第1号から第3号までの要件を満たす必要があります。本人との面談および別紙2の申請書に基づいて判断しております。

第1号。事業の内容が都市農業の有する機能の発揮に特に資するものとして、農林水産省令で定める基準に適合していることが求められますが、生産した農産物の5割以上を青梅市近郊で販売する予定のため、都市農業の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業の内容に関する基準「1」のイを満たすと考えられます。また、適切に除草することを確認しましたので、基準「2」を満たすと考えられます。

次に第2号。耕作の事業により、周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総

合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと認められることという要件ですが、申請地でネギやブロッコリーを栽培していく計画のため、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

最後に第3号。農地の全部効率利用がされることという要件ですが、申請人の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれると考えております。

以上のとおり都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の各要件を満たすため、事業計画の認定要件を満たしていると考えております。

また、農地所有者は主たる従事者の業務として、借受人の従事日数の1割に当たる年間35日間当該生産緑地の見回りを行っていくことになっております。

《議案第3号 別紙3》は、当人同士でとりかわす賃借契約書の案となります。内容については貸付人および借受人ともに承諾済みです。

なお、は現地でネギやブロッコリーを栽培予定で、将来的にはハウスの建設も視野に入れているとのことで、さんにもその点はお伝えしております。

現地調査でございますが、1月17日に加藤会長さんで行いまして、調査結果は認定するに相当であるとの判断となっております。

次に、整理番号2番について御説明いたします。

《議案参照。読み上げ》

本案件につきましても、事業計画の認定を受けるためには、“都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項”の要件を満たす必要があります。この判断については《議案第3号 別紙4》の調書および《議案第3号 別紙5》の申請書を御覧ください。なお、貸付人につきましては、整理番号1番と同様、さんとなっております。

本案件につきましても、申請者が当該生産緑地に常時従事する農業者のため、第1号から第3号までの要件を満たす必要があります。

各要件につきましては、整理番号1番と同様のものとなるため省略させていただきますが、《議案第3号別紙4～別紙6》の内容からみて、本案件につきましても同様に、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の各要件を満たすため、事業



計画の認定要件を満たしていると考えております。

なお、           さんにつきましては、現地でトウモロコシを栽培し、自動販売機を設置予定とのことです。こちらも           さんにお伝えしております。

現地調査でございますが、1月17日に加藤会長と行いまして、調査結果は認定するに相当であるとの判断となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願い致します。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番および2番について、担当委員の私から補足の説明をいたします。

1月17日、           さんと事務局の方と一緒に現地調査を行いました。

そこにビニールハウスを建てて、農機具や育苗作業をしたいということです。ビニールハウスを建てることに関しては、地主の方の許可もできているということでした。ネギ、枝豆を作りたいと言っていました。

新規就農の方に気になっているのは、草の問題だと思いますが、草の種が近くの畑に飛ばないように管理をするように伝えて了解を得ております。

さんの方ですが、トウモロコシ、枝豆等を栽培していくということでした。自動販売機を置いて、地域の人たちに今の新鮮なものを食べていただきたいということを言っていました。この場所も周りが家なので、草の種などが飛ばないように管理はきちんとするように伝えております。

以上です。

## 議長

以上で補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

## 委員

質疑1 影山さん

今回の案件は、普段の貸し借りとは違うのでしょうか。

## 事務局

今回は都市農地貸借円滑化法という、生産緑地を貸借する法律に基づいて行うものになります。

## 議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

## 議長

挙手 13名により、可決されました。

よって、議案第3号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画の認定についての決定について」2件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。

それでは報告に移ります。

はじめに「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、10件で1ページおよび2ページに記載されたとおりです。

## 議長

次に「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、3件で3ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、19件で4ページから6ページに記載されたとおりです。

## 議長

次に「耕作証明書について」は、1件で7ページに記載されたとおりです。

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

## 議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後 3時 50分から開会いたします。